

第 1 号

(2月17日)

令和5年 熊本県議会2月定例会会議録

第1号

令和5年2月17日(金曜日)

議事日程 第1号

令和5年2月17日(金曜日)午前10時開会

- 第1 議席の一部変更の件
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期決定の件
- 第4 知事提出議案の上程(第1号から第72号まで)
- 第5 知事の提案理由説明
- 第6 人事委員会の意見(第54号及び第65号)
- 第7 議案等に対する質疑(第1号から第32号まで)
- 第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第32号まで)
- 第9 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更の件
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第72号まで)
- 日程第5 知事の提案理由説明
- 日程第6 人事委員会の意見(第54号及び第65号)
- 日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第32号まで)
- 日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第32号まで)
- 日程第9 休会の件

出席議員氏名(47人)

堤 泰之君
前田 敬介君
城戸 淳君
本田 雄三君
南部 隼平君
坂梨 剛昭君
荒川 知章君
西村 尚武君
山本 伸裕君
岩田 智子君
島田 稔君
池永 幸生君
竹崎 和虎君
吉田 孝平君
中村 亮彦君
大平 雄一君
高島 和男君
末松 直洋君
松村 秀逸君
岩本 浩治君
西山 宗孝君
濱田 大造君
前田 憲秀君
磯田 毅君
河津 修司君
楠本 千秋君
橋口 海平君
緒方 勇二君
増永 慎一郎君
高木 健次君
高野 洋介君

内野 幸喜 君
山口 裕 君
淵上 陽一 君
田代 国広 君
城下 広作 君
西 聖一 君
鎌田 聡 君
坂田 孝志 君
溝口 幸治 君
小早川 宗弘 君
池田 和貴 君
吉永 和世 君
松田 三郎 君
藤川 隆夫 君
岩下 栄一 君
前川 收 君

欠席議員氏名(なし)

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
副 知 事 田 嶋 徹 君
副 知 事 木 村 敬 君
知事公室長 小 牧 裕 明 君
総 務 部 長 平 井 宏 英 君
企画振興部長 高 橋 太 朗 君
理 事 水 谷 孝 司 君
理 事 小 金 丸 健 君
健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
環境生活部長 小 原 雅 之 君
商工労働部長 三 輪 孝 之 君
観光戦略部長 原 山 明 博 君
農林水産部長 竹 内 信 義 君
土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
会 計 管 理 者 野 尾 晴 一 朗 君
企 業 局 長 竹 田 尚 史 君

病 院 事 業 渡 辺 克 淑 君
管 理 者
教 育 長 白 石 伸 一 君
警 察 本 部 長 山 口 寛 峰 君
人 事 委 員 会 長 出 田 孝 一 君
委 員
監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 手 島 伸 介
事 務 局 次 長 村 田 竜 二
兼 総 務 課 長
議 事 課 長 富 田 博 英
審 議 員 兼 濱 田 浩 史
議 事 課 長 補 佐

午前10時開会 開議

○議長(溝口幸治君) ただいまから令和5年2月
熊本県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長(溝口幸治君) まず、閉会中における諸般
の報告をいたします。

内容については、議席に配付のとおりでありま
す。

〔諸般の報告は付録に掲載〕

日程第1 議席の一部変更の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程に従いまして、
日程第1、議席の一部変更の件を議題といたしま
す。

お諮りいたします。

井手順雄君の議員辞職に伴い、会議規則第4条
第3項の規定により、議席の一部を議席に配付の
議席表のとおり変更いたしたいと思っております。これ
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よ

って、議席の一部を議席表のとおり変更することに決定いたしました。

〔議席表は巻頭に掲載〕

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、西村尚武君、荒川知章君、濱田大造君、以上3人を指名いたします。

日程第3 会期決定の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの29日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの29日間とすることに決定いたしました。

日程第4 知事提出議案の上程(第1号から第72号まで)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第4、知事提出議案第1号から第72号までが提出されましたので、これを一括して議題といたします。

-
- 第1号 令和4年度熊本県一般会計補正予算(第11号)
 - 第2号 令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)
 - 第3号 令和4年度熊本県収入証紙特別会計補正予算(第1号)

第4号 令和4年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算(第1号)

第5号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)

第6号 令和4年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算(第1号)

第7号 令和4年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

第8号 令和4年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

第9号 令和4年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)

第10号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基金整備事業等特別会計補正予算(第1号)

第11号 令和4年度熊本県公債管理特別会計補正予算(第1号)

第12号 令和4年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

第13号 令和4年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第3号)

第14号 令和4年度熊本県電気事業会計補正予算(第3号)

第15号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

第16号 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第2号)

第17号 令和4年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

第18号 熊本県国民健康保険広域化等支援基金条例を廃止する条例の制定について

第19号 熊本県新型コロナウイルス感染症対応金融支援基金条例の一部を改正する条例の制定について

第20号 財産の取得について

第21号 財産の取得について

- | | | |
|------|---------------------------|--|
| 第22号 | 工事請負契約の変更について | 盤整備事業等特別会計予算 |
| 第23号 | 工事請負契約の締結について | 第46号 令和5年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算 |
| 第24号 | 工事請負契約の締結について | 第47号 令和5年度熊本県公債管理特別会計予算 |
| 第25号 | 工事請負契約の変更について | 第48号 令和5年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算 |
| 第26号 | 工事請負契約の締結について | 第49号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計予算 |
| 第27号 | 専決処分の報告及び承認について | 第50号 令和5年度熊本県電気事業会計予算 |
| 第28号 | 専決処分の報告及び承認について | 第51号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計予算 |
| 第29号 | 専決処分の報告及び承認について | 第52号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計予算 |
| 第30号 | 専決処分の報告及び承認について | 第53号 令和5年度熊本県病院事業会計予算 |
| 第31号 | 専決処分の報告及び承認について | 第54号 熊本県職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第32号 | 専決処分の報告及び承認について | 第55号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第33号 | 令和5年度熊本県一般会計予算 | 第56号 熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第34号 | 令和5年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算 | 第57号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第35号 | 令和5年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 | 第58号 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第36号 | 令和5年度熊本県収入証紙特別会計予算 | 第59号 熊本県看護師等修学資金貸与条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第37号 | 令和5年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算 | 第60号 熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第38号 | 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計予算 | 第61号 熊本県立技術短期大学条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第39号 | 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算 | 第62号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第40号 | 令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算 | 第63号 熊本県立美術館条例の一部を改正する |
| 第41号 | 令和5年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算 | |
| 第42号 | 令和5年度熊本県林業改善資金特別会計予算 | |
| 第43号 | 令和5年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計予算 | |
| 第44号 | 令和5年度熊本県市町村振興資金貸付事業特別会計予算 | |
| 第45号 | 令和5年度熊本県高度技術研究開発基 | |

条例の制定について

第64号 熊本県こどもの読書環境整備基金条例の制定について

第65号 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第66号 熊本県暴力団排除条例及び熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第67号 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

第68号 包括外部監査契約の締結について

第69号 負担付寄附の受納について

第70号 権利の放棄について

第71号 権利の放棄について

第72号 指定管理者の指定について

報告第1号 専決処分の報告について

報告第2号 専決処分の報告について

報告第3号 一般社団法人熊本県果実生産出荷安定基金協会の経営状況を説明する書類の提出について

日程第5 知事の提案理由説明

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) まず、先月24日の暴風雪によるノリ被害への対応について御報告申し上げます。

県では、被災後直ちに、熊本県漁業協同組合連合会とともに現地調査を行うなど、状況把握を続けており、養殖施設の被害額は、今月14日までの

速報値で3億6,000万円となっています。

被災した養殖施設を速やかに撤去しなければ、被害を受けなかったノリや海域環境にも悪影響を及ぼします。そのため、早急な対応が必要であり、被災養殖施設の撤去を県において支援することといたしました。

今後とも、漁業者や関係市町と連携し、しっかりと取り組んでまいります。

続きまして、今回の定例会に提出しております議案の説明に先立ち、県政運営に対する私の所信の一端を申し述べます。

県南地域を中心に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨災害から2年半が経過しました。県では、緑の流域治水の理念の下、国や市町村と連携し、球磨川流域における創造的復興に向けた取組を進めています。

治水対策については、この理念を盛り込んだ球磨川水系河川整備計画を昨年策定し、国、県がそれぞれ計画に基づいた取組を進めています。

新たな流水型ダムについては、事業の方向性や進捗を確認する仕組みの第1回会議を昨年12月に開催し、ダムの構造や環境影響の最小化に向けた検討状況などについて、流域住民の皆様と確認を行いました。

また、球磨村神瀬地区では、明後日、豪雨災害後初となる宅地かさ上げ事業の着工式が開催されます。

一方、長年ダム問題に翻弄されてきた五木村については、昨年12月定例会において、議員提案により、五木村振興推進条例が改正されました。

この条例改正を踏まえ、先月21日に五木村を訪問し、五木村の新たな振興計画の策定に向け、五木村及び村議会の皆様と意見交換をさせていただきました。その中で、五木村の振興にかける県の責任と覚悟として、中長期的な財政支援の枠組み

と方向性を村にお伝えいたしました。

あわせて、ダム建設予定地である相良村については、昨年いただいた振興策に関する村からの御提案を踏まえ、県としての支援策を今年度中に取りまとめてまいります。

人吉市の土地区画整理事業のうち、県が事業主体となる青井地区は、今月7日に国から事業認可を受けました。市が事業主体となる中心市街地は、年度内の事業認可に向け、法的手続が着実に進められています。

J R肥薩線については、鉄道での復旧に向け、関係者による協議を鋭意進めているところです。私の任期中に復旧の道筋をつけることができるよう、国、J R九州、地元市町村との協議をしっかりと進めてまいります。

また、部分運行を再開しているくま川鉄道については、最大の被災箇所である球磨川第4橋梁の架け替え工事に先月着手しました。令和7年度中の全線復旧に向けて、国の御支援をいただきながら、くま川鉄道株式会社や地元市町村と一体となって取組を進めてまいります。

被災された方々の住まいの再建については、仮設住宅の供用期間の延長について、昨年末、国の同意があり、やむを得ない事情がある世帯については、引き続き、仮設住宅で生活していただくことが可能となりました。来年度にかけて災害公営住宅も順次完成し、併せて木造仮設住宅を被災者の方々の住まいの再建先として活用することも検討されています。

引き続き、関係市町村と連携しながら、被災された世帯それぞれの御意向を踏まえた住まいの再建が一日も早く実現できるよう取り組んでまいります。

次に、発生から7年を迎える熊本地震からの創造的復興についてです。

これまでに、熊本城の天守閣復旧や阿蘇へのアクセスルートの回復など、着実に取組の成果が現れてきました。

来月23日には、創造的復興のシンボルである阿蘇くまもと空港の新旅客ターミナルビルが開業します。この新ビルの開業に合わせたチャイナエアラインのチャーター便運航も決定しており、これは、熊本—台北線の定期便化につながるものがあります。このチャンスをしっかりと活用し、台湾からの誘客、台湾への送客双方の需要創出、相互交流の拡大に取り組んでまいります。

今年の夏には、南阿蘇鉄道が全線運転再開され、これに合わせ、J R肥後大津駅への直通乗り入れも実現する見通しであります。通勤通学の足として、さらには阿蘇観光の活性化の起爆剤となることを期待しています。

また、熊本地震の経験や教訓を後世に伝える震災ミュージアムについても、中核拠点である旧東海大学阿蘇キャンパスに体験・展示施設がオープンします。

創造的復興の総仕上げとして進めている空港アクセス鉄道については、昨年12月定例会において、肥後大津ルートとすることを決断いたしました。今後、事業化に向けた取組をさらに加速化するとともに、空港周辺地域のさらなる発展を目指すU Xプロジェクトなども併せて、大空港構想の実現に向け、取り組んでまいります。

残された課題である住まいの再建については、被災者の方々がこれまでどおり安心して生活できるよう、最後のお一人が再建を果たされるまで、寄り添って支援してまいります。

また、益城町の復興まちづくりについては、土地区画整理事業の区域内で新しい家々が建ち始め、来月には益城町役場新庁舎が完成します。加えて、熊本高森線の4車線化でも、昨年末の町中

心部の木山交差点の暫定供用により、目に見えてまちづくりが進んできました。災害に強いまちづくりに向け、引き続き取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

新型コロナウイルスが県内で初めて確認されたから、間もなく3年となります。

大幅に感染が拡大し、病床使用率も過去最大となった第8波についても、現在は、感染者数が減少し、落ち着きを取り戻しつつあります。

国は、感染症法の位置づけを、特段の事情が生じない限り、5月8日に、現行の2類相当から季節性インフルエンザと同じ5類へ変更することを決定しています。位置づけ変更後の医療費の公的支援や医療提供体制などの具体的な内容は、来月上旬をめどに国から示される見込みです。

本県としても、大きな混乱が生じないように、国からの情報収集を行い、市町村や県民の皆様に対する情報提供を細かにしながら、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えています。

位置づけの変更により、社会経済活動の正常化に向けた動きが、新たなステージに進んだと感じています。

県では、新型コロナウイルスの影響を受けた中小企業や農林水産業者の施設整備等に対する助成や商店街等が行う町なかのにぎわい回復に資する取組に対する助成など、独自の支援策を実施してまいります。

今後も、県民の皆様生命と健康を第一に、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指して取り組んでまいります。

熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の3つの困難を乗り越えた先にある地方創生の姿として、私は、熊本が持つ強みを最大限に生かし、日本の5つの安全保障に貢献す

る姿を描いています。

特に、経済の安全保障に関しては、一昨年11月のTSMCの本県進出決定直後から、半導体産業集積強化推進本部を設置し、様々な課題解決に向けた取組を進めています。

先月の経済団体との訪台により、TSMCをはじめとする台湾の経済界と信頼関係を構築することができました。今後も、県庁のみならず、関係機関と一丸となって、受入れ環境の整備などに取り組んでまいります。

人材育成については、県立技術短期大学校において、令和6年度からの半導体産業の需要に応える新学科設置に向けて、準備を進めています。

渋滞・交通アクセス対策については、県道大津植木線の多車線化や中九州横断道路へのアクセス道路を整備するとともに、通勤バスの実証事業を実施します。

外国籍駐在員の子供たちの教育環境整備については、公私立の教育機関が行う受入れ環境の整備を支援します。

また、熊本の宝である地下水の保全のため、河川等の未利用水の利活用を検討するとともに、企業による地下水涵養を促進し、新たな観測井戸の設置、涵養効果等のシミュレーションなどにも取り組みます。

さらに、県では、くまもと半導体産業推進ビジョンの年度内の策定に向け、昨日、有識者懇話会を開催いたしました。TSMC進出の効果を県内全域に波及させるため、日本を代表する有識者の方々から幅広い御意見をいただきながら検討を進めてまいります。

また、災害の安全保障に関しては、今春、新たな防災センターが完成します。平時には、これまでの災害の経験や対応ノウハウを全国に発信する拠点として、災害時には、県内はもとより、九州

を支える広域防災拠点として、しっかりとその機能を発揮してまいります。

今年は、蒲島県政4期目の集大成となる極めて重要な年です。熊本地震、令和2年7月豪雨災害、新型コロナウイルス感染症の3つの困難を乗り越え、熊本の輝かしい未来に向け、全庁一丸となって取り組み、県民の総幸福量の最大化を目指してまいります。

続いて、今定例会に提案しております議案について御説明申し上げます。

まず、令和4年度2月補正予算についてです。

12月補正予算に引き続き、昨年12月2日に成立した国の第2次補正予算に基づく経済対策への対応や県独自の地域活性化対策など、332億円を計上しています。あわせて、今後の執行見込みの精査による減額など、必要な補正を行っています。

これらにより、一般会計は120億円の増額補正となり、補正後の現計予算額は1兆77億円となります。

次に、令和5年度当初予算について御説明いたします。

今回の予算は、蒲島県政4期目の総仕上げとして、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの創造的復興を成し遂げ、新型コロナウイルス感染症による危機を克服できるよう、これらへの対応を最優先に編成しました。

さらには、将来の熊本の発展につなげるため、半導体産業のさらなる集積に向けた取組やDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーション、移住、定住の推進などの事業についても計上しています。

この結果、一般会計予算の総額は、2年連続で県政史上最大を更新し、9,136億円となりました。

続いて、歳出予算の主な内容について、新しい

くまもと創造に向けた基本方針の4つの柱に沿って説明いたします。

第1に、令和2年7月豪雨からの創造的復興についてです。

まず、球磨川流域復興基金を活用し、災害公営住宅などにおけるコミュニティ形成や復興まちづくりの拠点整備を支援してまいります。

また、公共土木施設の災害復旧事業、農地や農業用施設などの社会インフラの復旧に必要な経費を計上しています。

次に、災害に強い郷土づくりに向けて、九州の縦軸、横軸の交通の多重性を確保するため、幹線道路ネットワークの整備を進めます。特に、九州中央自動車道は、来年度中に、山都中島西インターから山都通潤橋インター間が開通予定です。

第2に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応についてです。

まず、感染症の影響により、生活の悪化が懸念される独り親家庭や障害者、生活困窮者など、厳しい状況に置かれている方々への支援や増加している自殺を防ぐための相談体制の強化を実施してまいります。

また、コロナ禍による社会の変容を好機と捉え、県内におけるDXの取組を推進するため、デジタル社会の実現に向けて必須となる県内共通のエリア・データ連携基盤を構築してまいります。

さらに、コロナ禍において地方への関心が高まっており、県外から本県に移住して就農する中高年の方に対する県独自の支援を新たに実施します。

第3に、熊本地震からの創造的復興についてです。

熊本地震等からの創造的復興は、産業分野においても着実に進んでおります。半導体産業のさらなる集積など、本県産業の現在の姿を発信する博

覧会を開催し、国内のみならず、世界に向け、熊本をアピールしてまいります。

また、世界文化遺産への登録を目指す阿蘇は、国の世界遺産暫定一覧表入りの実現を目指し、引き続き、学術的検討や周知啓発などに取り組んでまいります。

さらに、TSMCの進出に伴い、半導体をはじめとした国際航空貨物輸送のニーズが高まる中、阿蘇くまもと空港で実証事業を行い、恒常的な輸送体制の実現を目指します。

第4に、将来に向けた地方創生の取組についてです。

まず、次世代を担う人材の育成については、本年4月に、公立では全国初となるマンガ学科を設置する高森高校において、今後の生徒数の増加が見込まれるため、教室や実習室の整備を行うなど、地域に根差した特色のある教育を進めます。

次に、安全、安心な社会の実現については、県全体の子ども・子育て施策を強化するため、子供医療費助成に取り組む市町村への助成を拡充し、市町村が施策の充実強化を図る環境を整えます。

また、世界的な建築家である安藤忠雄氏から本県に寄贈いただくこども図書館については、令和6年春の開館に向けて準備を進めています。

なお、県民参加型で、個人や企業からの寄附金を募って、図書購入や図書館の運営などに活用するための基金条例を今定例会に提案しております。

さらに、一昨年(2023)の2月定例会で採択された熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議を踏まえ、交通安全に資する取組をハード、ソフトの両面から強化し、特に摩耗した区画線の引き直しについては、県内全域で集中的に取り組んでまいります。

次に、魅力ある地域づくりについては、喫緊の

課題である熊本都市圏の渋滞緩和のため、熊本県新広域道路交通計画に位置づけた新たな高規格道路3路線の実現に向け、国や熊本市と連携し、住民参加型の道路計画検討に着手します。

また、来年度は、スポーツを通じた交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、ラグビー日本代表国際試合やツール・ド・九州2023、そして県内初となる国際バドミントン大会を官民一体となって開催します。

次に、水俣病問題への対応についてです。

公健法に基づく認定業務については、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底した上で、申請者の個々の事情に可能な限り丁寧に対応しながら、認定審査を着実に進めてまいります。

また、胎児性・小児性患者の方々には、御本人や御家族の希望を丁寧にお伺いしながら、日常生活を支援してまいります。

あわせて、水俣・芦北地域の振興についても、第七次水俣・芦北地域振興計画の目標が達成されるよう、地元市町と一体となって、着実に取組を進めてまいります。

以上、予算案について御説明申し上げました。

このほか、今定例会には、各種条例案件や工事関係、専決処分の報告・承認案件なども併せて提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

日程第6 人事委員会の意見(第54号及び第65号)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第6、ただいま議題といたしました議案のうち、第54号及び第65号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいま

から人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

〔人事委員会委員長出田孝一君登壇〕

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に提案されました議案第54号及び議案第65号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

議案第54号については、警察法の一部改正に伴う関係規定の引用条項を整理するものであり、適当であると考えます。

次に、議案第65号については、特殊勤務手当に関する国の財政措置等を踏まえ、本県警察職員の処遇を改善するため、特殊勤務手当の関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

日程第7 議案等に対する質疑(第1号から第32号まで)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第7、議案第1号から第32号まで等につきましては、いずれも先議の必要がありますので、まずこれを一括して議題とし、これに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

日程第8 知事提出議案の委員会付託(第1号から第32号まで)

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第8、ただいま議題といたしました議案第1号から第32号までにつきましては、これを各常任委員会に付託して審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から第32号までにつきましては、各常任委員会に付託して審査することに決定

いたしました。

各付託議案は、さきに配付の令和5年2月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表(令和4年度2月補正関係)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

日程第9 休会の件

○議長(溝口幸治君) 次に、日程第9、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

20日及び21日は、議案調査のため、22日及び24日は、各常任委員会開会のため、27日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(溝口幸治君) 御異議なしと認めます。よって、20日から22日まで、24日及び27日は、休会することに決定いたしました。

なお、明18日、19日、23日、25日及び26日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(溝口幸治君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る28日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第2号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時28分散会